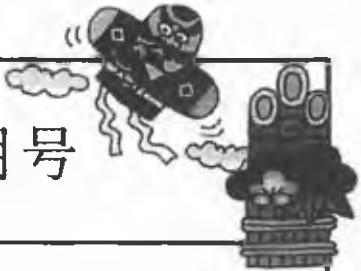


姪の浜交番だより 1月号



新しい年を迎え、初詣や帰省などにより人や車両の往来が増えるシーズンとなりました。新年をより楽しくスタートできるよう一人ひとりが交通ルール・マナーを守って交通事故防止に努めましょう。

横断歩道マナーアップ運動実施中

横断歩道マナーアップ運動とは、車両の運転者及び歩行者が、横断歩道及び横断歩道付近において、遵守すべき交通ルール・マナーの理解と実践を促進する啓発活動等を推進して、相互の交通安全意識を高揚させ、もって、交通事故の抑止を図る取り組みのことです。

【ドライバーの皆さんへ】～歩行者に優しい安全運転を～

- ・ 横断歩道等における歩行者等の優先義務の遵守
- ・ 横断歩道手前での減速及び横断歩行者がいる場合の確実な停止
- ・ 夕暮れ時の「早めのライト点灯」、周囲の状況に応じた「ハイビームの活用」



【歩行者の皆さんへ】～自らの安全を守る交通行動を～

- ・ 歩行者には車が見えていても、車からは歩行者が見えていない時がある
- ・ 「信号を無視した横断」や「斜め横断」や「車の陰からの横断」などの危険な横断の禁止
- ・ 横断歩道は車が止まるのを「待って」から渡る
- ・ 「反射材用品」や「明るい目立つ色の衣服」を着用する



姪の浜交番からのお願い

現在、姪の浜交番では、毎月多くの自転車の盗難の届け出を受理していますが、その中でも、特に自転車の無施錠駐輪による盗難被害が多発しています。

自転車の無施錠駐輪は、盗難被害に遭うリスクを高めます。

自転車を駐輪するときは、必ず施錠し、盗難防止に努めましょう。

緊急時 あわてず あせらず 110番

緊急の事故・事件等の当事者になった場合、

もしくは、これらを目撃した場合は

迷わず、110番通報をしてください。

その他の緊急ではない相談・要望は「#9110」

又は西警察署 092-805-6110 にお掛け下さい。



令和7年11月中、姪の浜交番管内の犯罪発生件数

	詐欺	空き巣	自転車盗	器物損壊	車上ねらい	万引き	置き引き
令和7年 11月中 (前年同月比)	0 (±0)	0 (±0)	8 (+2)	1 (+1)	0 (-1)	5 (+1)	0 (±0)